

佐倉市長 西田 三十五 様

佐倉市監査委員 滝 田 理
佐倉市監査委員 瀬 田 和 俊
佐倉市監査委員 岡 村 芳 樹

令和 2 年度定期監査及び行政監査報告（第 1 回）

佐倉市監査基準に準拠して、地方自治法第 1 9 9 条第 2 項及び第 4 項の規定により監査を執行したので、その結果を同条第 9 項の規定により次のとおり提出する。

記

第 1 監査の対象部署

1 予備監査及び監査委員監査

(1) 市民部

志津出張所

(2) 都市部

都市計画課、公園緑地課、建築指導課、住宅課、市街地整備課

(3) 選挙管理委員会事務局

(4) 教育委員会

志津公民館、志津図書館（分館含む）

2 書面審査

(1) 財政部

財政課、市民税課、資産税課、債権管理課

(2) 市民部

市民課、健康保険課、自治人権推進課、臼井・千代田出張所、根郷出張所、ユーカリが丘出張所、和田出張所、弥富派出所、西志津市民サービスセンター、佐倉市民サービスセンター、佐倉市パスポートセンター、志津コミュニティセンター、和田ふるさと館、ミレニアムセンター佐倉、消費生活センター、千代田・染井野ふれあいセンター、市民公益活動サポートセンター

(3) 福祉部

社会福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、障害福祉課

(4) 健康こども部

子育て支援課、児童青少年課、健康増進課、生涯スポーツ課

(5) 産業振興部

農政課、産業振興課、草ぶえの丘

(6) 農業委員会事務局

3 実地検査

市民部 佐倉市パスポートセンター

第2 監査の主眼及び方法

監査を実施するに当たっては、地方自治法第199条第1項の財務に関する事務、同条第2項の一般行政事務の執行が、同法第2条第14項（地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。）及び第15項（地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。）の規定の本旨に沿ってなされているかどうかについて、佐倉市監査基準に準拠し、実査、確認、証憑突合、帳簿突合、質問等、通常実施すべき手続きを選択し適用した。

監査項目及び着眼点は以下のとおりである。

- 1 予算執行が、適正かつ計画的、効率的に行われているか。
- 2 事務事業の執行及び管理運営が、適正かつ合理的、効率的に行われているか。
- 3 工事及び委託事業等の契約事務が、随意契約も含め適正かつ効率的に執行されているか。
- 4 指摘事項は、是正又は改善されているか。
- 5 各種の帳簿、証拠書類は整備され、記載内容に整合性はあるか。
- 6 各種団体に支出している負担金の必要性及び効果は検証されているか。
- 7 備品が適正に管理されているか。
- 8 複合施設における安全管理が適切に行われているか。

第3 監査の日程

令和2年8月20日から令和2年12月18日まで

第4 監査の範囲

令和2年度事務事業（必要に応じて過年度分も対象とした）

第5 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務遂行に一層努力されたい。

1 指摘事項

※ 指摘事項：法令等に違反し、又は不当と認められるため是正を求め

る事項若しくは経済性、効率性、有効性の観点から改善、検討を求める事項（措置結果の報告を求める）

※【措置済み】：軽微な事項で、監査結果確定までに改善策を講じたもの

（１）切手等の管理について（志津公民館）

切手等については、私的流用、盗難防止策等、適正な管理を確保するため、切手受払簿を備え付けている。

切手受払簿の記載に関し、繰越の取扱者印が、５件押印されていなかった。

今後は、切手受払簿に適切に記載し、適正な管理を確保されたい。

【措置済み】

（２）契約事務について

ア 事業の執行伺いの記載について（公園緑地課、市街地整備課、志津公民館）

執行伺いについては、佐倉市契約事務要綱（令和２年４月１日施行（令和２年１０月１日施行前）による佐倉市契約事務要綱をいう。以下同じ。）第４条第１項により、必要事項を明記し、承認を得なければならないと規定されている。

しかし、必要事項が明記されていない執行伺いが１２件（公園緑地課７件、市街地整備課１件、志津公民館４件）認められた。

今後は、佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務を確保されたい。

イ 予定価格書の封入及び封印について（公園緑地課、志津公民館）

一般競争入札において作成する予定価格書については、佐倉市財務規則第１３０条により、封筒に入れて封印し、保管しなければならないと規定されており、この取扱いについては、同規則第１４３条の準用規定により、随意契約についても、適用される。

しかし、「令和２年度志津公民館における夜間・休日等管理業務委託」（志津公民館）について、予定価格書を入れた封筒に封印がなかった。

また、「カタクリ自生地復旧工事」及び「令和２年度緑化用種苗生産業務委託」の２件（公園緑地課）について、予定価格書を入れた封筒に封緘がされていなかった。

予定価格書の取扱不適は、予定価格の漏えい等のリスクを抱えていることから、佐倉市財務規則を遵守し、適正な契約事務を徹底されたい。

ウ 見積書及び見積書を入れる封書について（公園緑地課、志津公民館）

随意契約における見積書の取扱いについては、佐倉市契約事務要綱第１５条第５項の準用規定により、同条第１項及び第２項が適用され、見積書は、封筒に入れ、封緘の上、提出しなければならない。また、見積書には、見積合せ日を明記し、封書には見積日を表記しなければならない。

「カタクリ自生地復旧工事」（公園緑地課）について、見積書を入れた封筒に封緘がされていなかった。

また、「令和２年度志津市民プラザワイヤー式壁面緑化維持管理業務委託」（志津公民館）について、見積書に見積合せ日が明記されておらず、封書に見積日が表記されていなかった。

見積書の取扱不適は、情報漏えい等のリスクを抱えていることから、佐倉市契約事務要綱を遵守し、適正な契約事務を徹底されたい。

エ 見積合せ日等について（志津公民館）

事業の執行に当たっては、佐倉市契約事務要綱第４条第１項により、執行伺いに必要事項を明記の上、承認を得なければならないと規定されている。

しかし、「令和２年度志津市民プラザ植栽維持管理委託」について、承認を得た執行伺いに明記された見積合せ日と異なる日付で見積合せが行われ、履行開始日も、変更されていた。

今後は、チェック機能を強化し、適正な契約事務を確保されたい。

オ 随意契約関係書類の記載等について（公園緑地課、志津公民館）

設計金額について、佐倉市契約事務要綱第４条第１項では、執行伺いに設計金額を明記し、当該事業に関する設計又は積算の根拠となる図書類（設計書等）を添付することが規定されている。

しかし、設計金額と設計書の金額相違が２件（公園緑地課、志津公民館）認められた。

また、見積書の徴取について、佐倉市契約事務要綱第２８条第３項により、見積書を省略する場合は、市が決定する予定価格により協議し、同意書を徴することが規定されている。本規定に基づき同意書を徴しているにも関わらず、省略されるはずの見積書が添付されていたものが１件（志津公民館）認められた。

その他、随意契約関係書類の記載及び作成に関し、事業場所、履行期間及び委託業者の記載誤りが３件（公園緑地課）、予定価格書の作成不備が３件（公園緑地課）認められ、さらには、見積合せ執行通知書等３件（公園緑地課）については、決裁による承認を得る前の日付により施行されていた。

適正を欠く契約事務が散見されたことから、今後は、チェック機能の強化を図り、適正な契約事務を徹底されたい。

（３）補助事業の交付関係書類について（都市計画課、建築指導課、住宅課、産業振興課）

補助金等については、佐倉市補助金等の交付に関する規則及び各補助金交付要綱に基づき交付されている。

「佐倉市公共交通事業継続支援金」については、佐倉市公共交通事業継続支援金交付要綱第６条に交付申請書兼実績報告書兼請求書の様式

が定められている。

提出された交付申請書兼実績報告書兼請求書 1 件について、対象事業者区分が記載されていなかった。(都市計画課)

「佐倉市木造建築物耐震診断補助金」については、佐倉市木造建築物耐震診断補助金及び木造住宅補強改造工事補助金交付要綱第 8 条に実績報告書の様式が定められている。

提出された実績報告書 1 件について、総合評価が記載されていなかった。(建築指導課)

「佐倉市被災住宅修繕緊急支援事業補助金」については、佐倉市被災住宅修繕緊急支援事業補助金交付要綱第 7 条に交付決定通知書の様式が、同要綱第 9 条に実績報告書の様式が、同要綱第 10 条に額の確定通知書の様式が、それぞれ定められている。

実績報告書 3 件について、修繕工事の概要が記載されておらず、又交付決定通知書及び確定通知書について、24 件の交付申請日又は実績報告日の日付誤りが認められた。(建築指導課)

「佐倉市中古住宅リフォーム支援事業補助金」については、佐倉市中古住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱第 6 条に交付申請書の様式が定められている。

提出された交付申請書 1 件について、交付申請額に誤りが認められた。(住宅課)

「佐倉市企業誘致・再投資促進助成金」について、佐倉市補助金等の交付に関する規則第 3 条には、申請者が法人その他の団体にあつては、当該申請者の所在地並びに団体名及び代表者名を記載した申請書を提出しなければならないと規定されている。また、実績報告について、佐倉市企業誘致・再投資促進助成金交付要綱第 5 条第 1 項には、交付申請書兼実績報告書の様式が定められており、同様式の申請者氏名欄には、「(団体名及び代表者名)」と併記されている。

法人から提出された交付申請書兼実績報告書 1 件について、代表者名が記載されていなかった。(産業振興課)

今後は、チェック機能を強化し、適正な補助金交付事務を確保されたい。

(4) 職員服務規程の遵守について(志津出張所、都市計画課、公園緑地課、建築指導課、住宅課、市街地整備課、選挙管理委員会事務局、志津公民館、志津図書館)

佐倉市職員服務規程第 21 条第 1 項では、職員に対する出張命令は、出張命令書により行われなければならないと規定されている。

しかし、上記各所属の事務連絡等による市内出張において、出張命令書により行われていないものが認められた。

また、職員の旅費に関する条例第 1 条の 3 第 1 項には、職員が出張した場合には、旅費を支給すると規定されている。

しかし、令和 2 年 7 月 22 日の自家用車での出張について、旅費(車

賃）が支給されていなかった。（志津図書館）【措置済み】

今後は、関係例規の遵守に努め、出張における服務規律の徹底を図りたい。

（５）備品の管理について

ア 備品の登録について（志津出張所、志津公民館、志津図書館）

佐倉市財務規則第２７９条第１項では、所管に属する備品につき、備品台帳一覧表を備えて記録し、常に備品の状況を明らかにしておかなければならないと規定されている。

しかし、備品台帳一覧表に記載されている備品と、所管に設置し、保管されている備品が一致しなかった。

今後は、佐倉市財務規則を遵守し、備品の適正な管理に努められたい。

【措置済み】

イ 備品の標識（備品シール）について（志津公民館）

佐倉市財務規則第２７９条第２項では、所管に属する備品に標識を付さなければならないと規定されている。

しかし、大部分の備品には、標識が付されていなかった。

今後は、佐倉市財務規則を遵守し、備品の適正な管理に努められたい。

２ 意見

※ 意見：法令等に照らしては違反や不備、不適切事項には当たらないが、事務の進め方における工夫や努力、改善によっては今以上に経済性や効率性、有効性が向上すると見込まれる事項について、市の組織及び運営の合理化に資するため、監査委員からの提言として表明する事項（対応状況の報告を求める）

（１）収入印紙等の管理について（佐倉市パスポートセンター）

収入印紙、千葉県収入証紙及び現金については、佐倉市パスポートセンター内金庫にて保管されている。

同金庫の管理について、一部に不十分な取扱いが、認められた。

収入印紙等の管理については、万全を期されたい。

（２）佐倉ふるさと広場のチューリップについて（公園緑地課）

佐倉ふるさと広場に植え付けられたチューリップについて、今年は、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、見頃の時期に花を刈り取った。

来年開花用として、佐倉ふるさと広場に植え付けるチューリップの球根８種類８１，０００球の購入契約が６月に締結された。

来年のチューリップの開花時期に当たっては、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえつつ、関係機関及び関係部署とも連携し、適切な対応を図られたい。

(3) 志津公民館利用者の駐車場について（志津公民館）

志津公民館の駐車場については、収容台数が58台と限りがあり、利用者が多い時には満車となり、混雑することから、線路を隔て隣接する商業施設の駐車場も、公民館利用者が駐車できるよう調整し、駐車スペースの確保を図ってきたところである。

当該商業施設が撤退し、定期監査実施時点においては、これまで利用可能であった同駐車場が利用できない状況となっている。

今後とも、公民館利用者のための駐車スペースの確保に努められたい。